

## 第 2 回研究会の議論の概要

---



## 【検討の範囲・進め方①】

構成員意見	事務局回答
<p>今回、議論を行うのは、公金管理ということによいか。安全性水準に照らして見直した結果、事務処理がさらに効率化する、事務処理のコストも低くなる、住民の利便性も高まるというものをイメージし、議論を行うのか。（石川構成員）</p>	<p>○ 国と制度的に並びをとっている部分など、改正が困難な部分も想定されるが、公金の管理、支出手続、財産管理等、財務会計制度の広範にわたって、個別の分野ごとに安全性水準や適正性を確認していく。</p> <p>○ 検討の方向性については、公金の管理等、ターゲットを具体的に絞って集中的に議論したい。</p> <p>○ 収入・支出など実務的な改正を行うことは出口となり得ると考えるが、事務局が持ち得なかった視点を研究会の議論を通じて賜りたい。</p>
<p>検討の範囲を絞るべきではないか。コアとなっているのは「収入」「支出」の規定であり、財務は全ての規定が関連性を持っているものの、議論を行うためには濃淡を明確にしてもいいのではないか。支出負担行為の仕組みを本当に政令事項としてしまっていないのかなどを例示できないか。（木村構成員）</p>	
<p>地方公共団体・指定金融機関等に収入される前と後とを区分して、ルール化する、という議論はあり得るのではないか。例えば、地方自治法第235条の4に規定する現金は、地方公共団体が手にした現金をどのように保管するのかに係る規定であり、第243条（私人委託）はもっと広い範囲の公金管理に係る規定だと考える。（木村構成員）</p>	
<p>論点を絞ることに賛成する。比較可能性の部分について、公会計の新様式は射程に入るのか。（小西構成員）</p>	
<p>歳入の手続を業者に委託している場合、委託業者が納入の通知や督促をしたら時効は更新されるのか。海外に5年間行ってしまっても、この間に地方公共団体が時効の更新を行わないと債権が消滅するのではないか。検討課題に入れることが適切なら入れていただきたい。（建部構成員）</p>	

## 【検討の範囲・進め方②】

構成員意見	事務局回答
<p>「支出」と「契約」を重点的に検討してほしい。「支出」では未払い・補助金交付の遅れ、「契約」では手続の不備が監査で指摘される例がある。業者の負担になるとの指摘もあるが、契約手続書類が標準化できれば事務処理の効率化にも繋がると考える。契約手続書類の標準化についても議論いただけないか。（石川構成員）</p>	※前頁で総括して記載
<p>損害賠償責任のような学説が定立していないコアな論点は議論が拡散するため、外してもいいのではないか。損害賠償責任については、代替措置、パッチワーク的な落としどころを探る方向性にならざるを得ないと考える。（木村構成員）</p>	
<p>地方自治の本旨、民主的な統制の必要性、地方公共団体の決定能力といった観点から、地方公共団体の自主性を残すべきところとそうでないところを分けて議論すべきではないか。（木村構成員）</p>	

## 【安全性水準、適正性を担保するための措置】

構成員意見	事務局回答
<p>どういう形で安全性水準や適正性を担保しているのか、整理した方がいいのではないかと。また、技術進歩によるリスクの変化に対してどのように対応するかという視点も必要ではないか。（高橋座長）</p>	<p>○ 安全性水準・適正性を担保するための措置の具体例を整理する。その際、検討の視点に技術要素や将来の汎用性等も含めるなど、担保措置について議論していく。</p>
<p>決済を現金で行う場合、ベースラインの安全性が元々高いものとなっているが、決済手段を未知のものに変更する際にリスクがある。利便性を生み出す技術を採用する場合には、既存の法令にどのようにマッチするのか、技術としてどうなっているのかを確認する必要があるのではないかと。（片桐構成員）</p>	

## 【決済手段と決済リスク】

構成員意見	事務局回答
<p>公金の管理には様々なフェーズがある。「安全」・「効率」と言ったとき、どのフェーズを指すのかを明確にして議論するべきではないか。それぞれの公金のフローに応じて「安全」・「効率」を議論する必要がある。（片桐構成員）</p>	<p>○ 決済手段別に手続をフロー化し、当該手続の適正性等を担保するための措置がどのように講じられるかを整理した資料を作成する。</p>
<p>窓口で現金により支払われた手数料の合計が合っているかを毎日計算するなど、「現金」を取り扱うことのコスト・リスクについて実態をもう少し明らかにできないか。現金の収受を電子マネーに切り替えたことによりコストが減った事例があれば教えていただきたい。（小西構成員）</p>	
<p>クレジットカード払による場合、立替払が行われる構造から住民がリスクを負うことはあり得ず、地方公共団体がリスクを負わざるを得ないのではないか。法的関係を明確にしたイメージ図が必要ではないか。（建部構成員）</p>	
<p>地方公共団体が全てのリスクを負うことを考えると、最終的には納税者（住民）のリスクになるのではないか。また、公金を考える上で「現金」という前提は欠かせない、誰でもアクセスできる決済手段である。その上でどのような決済手段を採用するか、そのリスクをどう管理していくかを議論するべきではないか。（片桐構成員）</p>	
<p>二者間で現金による支払をする場合、支払った時点で金銭債務が消滅することとなる。一方で、銀行振込や、クレジットカードによる支払など、第三者を介する場合には、金銭債務であったものが別の債務に変わり得る。そういった場合の債権債務関係を明確にしないと議論が進まないのではないか。（建部構成員）</p>	

## 【決済方法の選択】

構成員意見	事務局回答
<p>地方税を支払うに当たり、地方公共団体間で利用できる決済方法が異なる場合がある。決済方法を地方公共団体ごとに決められることについての是非は議論する必要があるのではないか。国税の場合はどこの税務署で支払っても同じ決済手段が使えるが、地方公共団体の場合は団体の判断でどの手段を選択するかということでもいいのか。納税は義務であるが、義務の履行方法が地方公共団体間で異なっていていいのかという問題意識がある。（小西構成員）</p>	<p>○ 住民ニーズを踏まえると各地方公共団体間で差が出ざるを得ないため、様々な決済手段を提示した上で取捨選択していくかたちが基本となる。その選択肢は法令の規定によって用意しておくべきことが基本であると考え。</p>
<p>クレジットカードで納税を行う場合、支払をもって納税義務が履行されたことに繋がらないと考える。課税の手続を法律でも条例でも定めず、多様な手段を選択できるようにすることは、租税法律主義の観点から問題とならないか。（片桐構成員）</p>	

## 【プラットフォーム】

構成員意見	事務局回答
<p>「指定・認定等」・「共同処理」・「共同法人化」は何を共同処理することを想定しているのか。何をプラットフォームとして想定しているのか。（山本構成員）</p>	<p>○ 「指定・認定等」は指定金融機関、指定管理者を、「共同処理」は入札関係事務の共同処理を、「共同法人化」は地方税共同機構をイメージして記載したもの。地方公共団体以外の者が財務行為の主体となることをイメージし、今後、議論していく。</p>